

特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続きの御案内

現在お持ちの受給者証は、令和7年9月30日で有効期間が終了します。更新申請を行わないと、令和7年10月1日以降に医療費助成を受けることができません。

1 更新申請書類の提出期限

令和7年7月4日（金）

2 持ち物・提出書類

☒	必要書類等	
☐	①臨床調査個人票	・クリップ留めになっている同封のもの ・早めに医療機関に作成を依頼してください。
☐	②特定医療費（指定難病）支給認定申請書	申請書記載例 参照
☐	③医療保険の資格情報が確認できる資料のコピー	※2ページ【4 保険種別の提出範囲】参照 健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証の方は マイナポータルからダウンロードした資格情報 ダウンロード方法は こちら  参照：厚労省 HP 医療保険の資格情報の確認に時間がかかります。 紙面での提出に御協力をお願いいたします。
☐	⑤負担上限月額管理票（緑色）等のコピー	提出範囲例 申請月が令和7年6月の場合 → 令和6年7月～令和7年6月 （申請月以前の12か月間が対象） 別紙2参照
☐	⑥特定医療費（指定難病）受給者証（水色）	※郵送申請時はコピーを同封してください。

3 該当する場合のみ提出が必要な書類

☒	提出が必要な場合	提出書類
☐	① 同一医療保険内の 全ての方の市民税課税額が0円 （被用者保険の場合は被保険者と患者本人） かつ 患者本人（患者本人が18歳未満の場合は 保護者全て）の公的年金収入と 合計所得金額の合計が80万9千円以下 である場合 ※別紙申請書記載例（裏）8参照	・ 令和6年1月から令和6年12月までの 障害年金や特別児童扶養手当等の支給額が 確認できる書類 例① 日本年金機構から郵送された「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」のコピー （令和5年6月頃 及び 令和6年6月頃に 郵送されたものの両方が必要です。6月以外 の時期に郵送される場合もあります。） 例② 振込みを受けている通帳等（表紙と該当期間 の部分）のコピー（年金以外の部分は黒塗可）
☐	② 国保組合 または 浜松市以外の国保、後期高齢 に加入の場合	・ 同意書 （同封のもの）

※状況に応じて各証明等の提出をお願いすることがあります。

4 保険種別の提出範囲

患者本人の保険種別	提出が必要な 医療保険の資格情報が 確認できる資料のコピー	市民税課税状況の確認範囲
国保、 国保組合	同じ住民票上の世帯員全員分 (御家族の保険種別を問わず)	患者と同じ住民票上で、 医療保険の記号番号が同じ方 全員分
後期高齢	同じ住民票上の世帯員全員分 (御家族の保険種別を問わず)	患者と同じ住民票上で、 後期高齢に加入している方 全員分
被用者保険 ・ 全国健康保険協会〇〇支部 ・ 〇〇健康保険組合 ・ 〇〇共済組合 など	患者 本人分 のみ	被保険者の分 (被保険者が非課税の場合、 患者本人分も確認が必要と なります)

※紙面での提出が難しい方全員分の「個人番号（マイナンバー）が確認できる書類」（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等）を御持参ください。

※個人番号で保険情報が確認できない場合は、紙面での提出をお願いいたしますので御了承ください。

※同一医療保険に加入している方のうち、「指定難病」または「小児慢性特定疾病医療」の受給者がいる場合、その方の「医療保険の資格情報が確認できる資料のコピー」および「受給者証のコピー」（他自治体発行の場合）の提出が必要となります。

5 自己負担上限月額

令和7年度市民税の課税状況を基準として階層区分を判定いたします。

階層区分	階層区分の基準		一般	高額かつ長期	人工呼吸器等 装着者
生 活 保 護	—		0 円	0 円	0 円
低 所 得 Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本 人 年 収 ～ 80 万 9 千 円	2,500 円	2,500 円	1,000 円
低 所 得 Ⅱ		本 人 年 収 80 万 9 千 円 超	5,000 円	5,000 円	
一 般 所 得 Ⅰ	市町村民税 課税 (世帯)	7 万 1 千円未満	10,000 円	5,000 円	
一 般 所 得 Ⅱ		7 万 1 千円～25 万 1 千円未満	20,000 円	10,000 円	
上 位 所 得		25 万 1 千円～	30,000 円	20,000 円	
入院時の食費			全額自己負担（※生活保護は自己負担なし）		

※低所得Ⅰと判定されるのは、市民税額（所得割・均等割）が0円かつ患者本人の収入が80万9千円以下の場合であり、収入を確認する書類を提出する必要があります。⇒1ページ3①参照

※市民税課税状況の確認範囲の内、課税状況を確認できない人がいた場合、負担上限月額は上位所得（3万円）となりますので、必要に応じて市民税の申告等をお願いします。（加入している医療保険が「国保組合以外」かつ「平成21年4月2日以降に生まれた方」は除く。）

6 注意事項

- 臨床調査個人票は作成に時間を要する場合があるため、**お早目に医療機関（難病指定医）へお渡しください。**（依頼方法については、医療機関に御確認ください。）
- 全ての更新申請書類が揃っていないと申請を受理できません。
- **マイナンバーカードを御持参いただき、医療保険の資格情報を確認する場合は時間がかかります。**時間に余裕を持って健康づくりセンターの窓口へお越しください。
- **9月30日までは更新申請は可能**ですが、それ以降は「新規申請」となります。
- 審査の結果、認定基準を満たさないとして、認定されない場合があります。
- 新しい受給者証の交付は9月19日頃から順次行う予定です。
- 郵送でも提出が可能です。記入忘れや書類不足等に御注意いただき、日中に連絡のとれる電話番号を必ず記入して、**健康増進課**へお送りください。

7 申請先

提出場所		所在地
中央 健康づくりセンター	中央区役所内	中央区元城町103-2
	東行政センター内	中央区流通元町20-3
	西行政センター内	中央区雄踏一丁目31-1
	南行政センター内	中央区江之島町600-1
浜名 健康づくりセンター	浜名区役所内	浜名区貴布祢3000
	細江健康センター内	浜名区細江町気賀305
天竜 健康づくりセンター	天竜保健福祉センター内	天竜区二俣町二俣530-18 ※天竜区春野町、佐久間町、水窪町にお住まいの方は、 春野支所（保健指導室）、佐久間保健センター、水窪 保健福祉センターでも受付可

8 問合せ・郵送先

浜松市健康増進課 難病支援グループ TEL: 053-453-6116

点線枠で切り取り、封筒に貼って御利用ください。
※必ず切手を貼ってください。
 切手の額面に御注意ください。
50g迄110円（定形郵便物）、100g迄180円になります。
簡易書留は350円追加になります。
 ※簡易書留など確実に送達される方法をお勧めします。

432-8550
 浜松市中央区鴨江二丁目11-2
 浜松市健康増進課
 特定医療費更新申請担当 行